

那珂市那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討
委員会設置要綱

(設置)

第1条 那珂市総合計画に基づき、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりの実現に向け、諸課題を整理し、その方針について協議及び検討するため、那珂市那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 那珂インターチェンジ周辺を活用したまちづくりに関する方針
- (2) 那珂インターチェンジ周辺の開発方法に関する方針
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内事業所
- (3) 市民団体
- (4) 市民自治組織
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する方針が決定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 会務に関し必要な調査及び調整を行うため、委員会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補助機関)

第9条 委員会の補助機関として、那珂市那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討ワーキング委員会を設置することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。